

〔史料紹介〕 「相州鎌倉書籍搜索書」

菊池 紳一

本稿では、加賀金沢藩主前田綱紀が、家臣の津田光吉に命じて、相州鎌倉内を探索させた時の記録「相州鎌倉書籍搜索書」（金沢市立玉川図書館蔵）を紹介する。最初に紹介史料本文を掲載し、その次に解説を載せた。本史料の詳細はこの解説を参照されたい。

なお、翻刻にあたっては、文字は、一部異体字を用いたが、原則として常用漢字に改めた。また、「ㇿ」は「より」に改めた。傍注は人名・地名等の注記は（ ）に括って示し、文字についての注記は「」に括って示した。

〔表題〕

「相州鎌倉書籍等搜索書」

延宝五年冬相州鎌倉辺書籍等搜索方被命留記

日記

- 一、十月廿八日丑中剋、武州江戸発出、申中剋鎌倉者雪下宿、
〔相模國〕〔著カ〕
- 一、廿九日、夜内ヨリ雨降、明日戸ツカ八幡宿ヨリ鎌倉へ行也、鎌倉へ戸ツ
カヨリ道幾筋モアリ、カイカラ坂ノ下ニ飯嶋村・飯島坂アリ、カサマ村
〔相模國〕〔笠間〕
- アリ、坂共ハ大坂ニテハナシ、松岩寺預見舞、
- 一、十一月朔日、惟息・大坪宗利・積翠庵・相乗院・少別当・松岩寺へ行、
〔吉川惟足〕〔正隆〕〔元昭〕〔天庭周巻〕〔葦〕
- 少別当ニテ頼朝・尊氏・鎌倉公方寄進状ヲ見ル、
〔源〕〔足利〕
- 一、二日、荏柄天神・若宮八幡神宝ヲ見ル、少別当・松岩寺同道、少別当歌
〔鎌倉〕

書・古筆持参、神主大友志摩守ヨリ使者来、大坪宗利明日円覚・建長両
寺什物見セニ同道申来、
〔好時〕

一、六日、杉本観音此筋皆見ル、雨降、
〔鎌倉〕

一、七日、一乗院ニテ川越記・一代要記見ル、夕飯振舞ニ合、少別当ニテ馬
〔鎌倉、荏柄天神別宮〕

鞍二・刀一・脇指一見ル、大雨、

一、八日、別当へ行、一乗院へ行、

一、九日、建長・円覚へ行、積翠正隆同道、别当来、

一、十日、江戸飛脚来、文台御請認、足軽高桑七丞、
〔鎌倉〕

一、十一日、天吉、極楽寺辺行、大友主被来、正則寺・観音へ行、
〔鎌倉、長谷観音〕

一、十二日、宗利・惟息・積翠へ行、松岩寺来、連歌之半本東撰六帖持参、
〔鎌倉〕

積翠ニテ弓書・歌書・連歌書・古筆ノ古今見ル、古今不可然、

一、十三日、志摩主方へ行、文書見ル、頼朝・尊氏・直義・基氏ヨリ公方代々、
〔守カ〕〔北条〕〔高師直〕〔足利〕

貞時・時宗・三川守・勝元、名不知モアリ、実朝ノ執事モアリ、文台今
〔北条〕〔源〕

日返ル、天神へ返ス、
〔荏柄天神社〕

一、十四日、足軽山岡理兵衛返ス、神主御国文台返ス、積翠正隆同道、町方
〔少弁〕

寺々相尋、松岩寺へ行、セウヘン箱ノ事承、

一、十五日、六羅村レイシヤウ寺・引コシ金龍院・阿弥陀院へ行・金沢宿五
〔浦〕〔嶺〕〔松〕〔越〕〔武蔵國〕

郎右衛門、代官北川太左衛門、
〔武蔵國〕

一、十二月六日、江戸へ帰、

於鎌倉見聞之書物等覚

一、頼仲日記

一、小弁箱 円覚寺

一、東撰六帖 牛天神别当戸田主税所持

一、政虎願書 (上杉謙信) 大伴志摩守殿

荏柄天神

一、文台 一尺九寸六分 一尺一寸五分 足高三寸

黒塗山水蒔絵 足三六摺繼

朱書 裏二 元和二年辰正月吉 唐物ハ不知

服部中務

一、義持公名号 (足利)

一、秀頼公名号 (豊臣)

一、親鸞童名 鶴満丸名号

一、正宗太刀

一、行光太刀

一、御縁起 行能 土佐

一、尊氏公自画自讃地藏 (足利)

一、関東五山僧衆桜詩板二彫 前淨智 無言昌謹 長川詳久

一、御自筆之御影并喻加論 柏堂純栄

一、江亭記 文明 (集九) 万里ノ筆作 前寿福 東隠等海

一、草紙形 二枚唐木

鶴岡八幡宮

一、頼朝卿寄進状二通 寿永二年二月廿七日 前右兵衛佐源朝臣頼朝御判

一、院宣 応永

一、午王 (玉) 鹿玉

一、御手箱 (鹿籠) カケコニツ (豊) タトウ紙ニツ (海) ウスヤウ (御鏡) 御鏡 御香合

一、御硯

一、基氏 (足利) 氏満 (足利) 紺紙金字ノ心経

一、衛府太刀 兵庫鎖太刀

一、氏綱寄進太刀三振 (北卷)

一、弘法作 愛染 薬師 大般若 (空海)

一、智証大師筆 喻加論 (阿珍) 〔諭加〕

一、天神真筆法花経一卷

少別当持参

一、魚養真字

一、弘法大師筆心経

一、光明皇后経

一、道寸古今 (三通)

一、新撰六帖 筆者不知

一、歌書ノ半本 二三冊

建長寺什物

一、兆典司十六羅漢 大幅二幅三二人ツ、八幅

一、天尊釈迦両ハ猿猴筆者牧溪

一、千覚禅司円鑑

一、千覚筆般若経

一、日蓮ノ法花経

松岩寺持参

一、高参河守師冬寄進状 掛物

一、義持將軍自筆之状 (足利) 掛物

一、円覚寺什物

一、持氏ノ額 (足利)

一、貞時状并壁書二通 (北卷)

一、時宗状 (北条)

一、尊氏状二通 (足利) 内一通八自筆敷

一、月壺岩スノ観音 (北条) 大幡

一、越後守貞顕状 (北条) 六波羅

一、京都僧ノ状

一、持明院額

一、勅額 龜山敷、

一、啓書記 観音卅二幅 一幅見

一、カンヒ羅漢十六幅 一幅見

一、肉付舍利

一、頼綱状 (平)

一、頼朝状 (應) 大坪宗利

一、泰徳院殿詩歌

一、林良鷹

一、葉良諷仙人 幅二尺 長五尺

一、葉良諷仙人 肝煮

一、続古今十九卷一卷 筆者不知

一、松岩寺

一、文状数多 貞時時分也、相模守平朝臣

一、文状数多 貞時時分也、相模守平朝臣

一、文台ノ形 つたのほる屋ノ図ノ由 康曆 左馬頭源朝臣 尊氏状

一、文台ノ形 つたのほる屋ノ図ノ由

一、文台ノ形 (徳川光圀) 水戸中納言殿ニ類有之ニ付、塗師屋写置候ヲ、水戸様被仰付ニツ仕所

一、文台ノ形 ハ残屋有之中形也、寸法ハトラセス、

一、古蒔絵ノ八角ノ食籠 (武者)

一、相蒔絵有 (武者) 但ムサ也、

一、浄国院 八幡

一、唐金ノ花入

一、色添蒔絵ノ五重箱 (海棠) 蒔絵ハカイダウ敷

一、玉璫ノ児文殊 讚永楽四年用

一、文台 一尺九寸六分 一尺一寸五分 足三寸

一、古蒔絵秋野二月雪金具アリ、

一、積善之家縫物 幅一尺二寸許 長六寸許

一、地紺白景鶴 二

一、蓮花 一、木一本

一、小別当

一、夏珪絵

一、一乘院

一、言葉集

一、伊行

一、いさゞめ かりそめなり、

一、すこ 山田五郎子共也

一、すだく あつまるなり

すたきつる昔の人ハ願繼て宿もる物ハ有明の月

一、すくいわたす 救済也 濟度也

百卅六七丁 宗祇の句アリ、作者不知、

一、童子教諺鈔上 印融記之 出家ノ由也、

奥書

永正六年^己極月卅日記之了、印融七十五才

永正七年^{庚辰}三月廿八令模写了、善鏡房

于時寛文四年十月十三日書写了、学音房

一、河越記

上杉修理大夫朝興^(武藏国)江戸ノ館ヲ北条氏綱責落、朝興川越城ニ籠死去、子

五郎朝定十三才世ヲ繼、天文第六文月十一日發軍、同十五日城ヲ責落、

松山城主難波田招朝定、住川越ノ旧跡、古寺ノ地景を書、

奥書 于時天文六丁酉ノ秋ひとりあるつれく、夜なりきのあまりかすかな

る灯をかゝけなかなき筆を染て当地名譽の地景を記し畢、

天文廿三年^寅三月三浦かすミ於城徒然之余書之畢、

一、弓立 長寿寺 尊氏寺也、御願アリ

尊氏・義詮・氏満ノ状有

一、虚堂 積翠庵

一、帝王系図

一卷虫入書本

順徳院迄アリ、皇子多古ク見エル

相承院元喬

一、麗氣記 十九卷

虫入古筆全本也

一、源平系図 上カラ

龍華寺 御朱印ニ龍源寺トアリト也 真言宗也

一、中将姫縫十三仏

一、唐絵温盤像

一、大師作愛染

一、唐金ノレイ ^{〔之〕} 三寸余、持所同程、見事也 色々ノ紋アリ、

一、唐金ノケイ

蓮花蓮肉也、如此形也、

一、清磁鉢 指渡九寸、アサシ、

一、香炉 亘四寸三分、長ケ二寸四五分 足三ツ 一ツ少ユケタリ、

清磁見事也

一、龍頭 七ツ

運慶作

一、鳳凰頭 二ツ

首長一尺余頭同 金ハケタリ、

慶珊寺 戸嶋刑部寺

一、コスノ鉢 ^{〔奥須〕} 九寸程

一、南京ノ小鉢二ツ 赤壁賦

一、打敷縫也 長六尺余 幅四尺程 チヤウセウ寺ノ分也

扇谷医師

素伝所持之刀脇指

一、正宗 長一尺二寸 義弘 一尺七寸

兼氏 壹尺七寸 三腰共無銘

一、鎧 ^{〔緋〕} 火威 籠手 袖一ツ

胸板ニ銘アリ源家鎧 為義十二男賀茂冠者義次(源)

称名寺什物

一、(貫休) 禅月大師十六羅漢 十六幅絹地

一、仏舍利

一、楊貴妃玉廉 三尺四方

一、惠心作弥陀三尊 小仏

一、青磁花立 長尺五寸許

一、龜山院御守仏愛染明王 小仏

一、大師作弥勒 土仏 小仏

一、同作不動 木仏

一、牛玉 鹿玉(鑑伽)

一、天神筆 二カ論二卷 小巻

一、大師筆 法華經一巻

一、同愛染 梵字

一、龜山院ノ梵字

以上

御親翰写

猶以其元之様子、先為可承如此候、以上、

漸於其地端々、其様子承見申たる二而可有之与令察候、未一色茂見出不申

候哉、委細ニ彼地之様子可申越候、

一、若古之弓矢有之候哉、無油断相尋可申候、旧記などは無之候共、弓矢之

類者可有之様ニ被存候、

一、鞭・ゆかけ・行騰・弓籠手・杓、か様之物ニ古物可有之候、是又心を付

見可申候、此外古器物何ニよらず致覚書、可罷帰候、猶、追々可申遣候也、

十一月九日

津田(光吉)太郎兵衛様

(前田綱紀) 網利

被成下 御書、謹而致頂戴候、爰許大形相尋申候、則覚書別紙ニ仕上之申候、

弓矢・鞭・ゆかけ・行騰・弓籠手・杓、か様之物古物之分、無油断可相尋候

旨畏奉存候、其外何ニ不依、古器物覚書仕可罷帰由、奉得其意存候、文台(二カ)三箱

為可入 御覽、此度為持上之申候、

御加筆之御書、御上包之御封返上仕候、以上、

十一月十一日

横山志摩殿(正房)

津田太郎兵衛

覚

一、蒔繪文台 一ツ

鶴岡浄国院所持ニテ御座候、浄国院四代以前ノ住寺(鎌倉)、津軽越中殿一家

ノ人ニテ此僧寺へ持参之由、浄国院被申候、鶴岡小別当申候ハ、モト(大庭周英)

ハ小田原北条家ヨリ出申文台タルヘキト申候、是跡蒔絵師不勘見申候

て、事之外讚申由、浄国院被申候、不勘方へ為見ニ被遣候、其時代知

可申と奉存候、

一、同 一ツ

鶴岡神主大友主殿所持ニテ御座候、出所ハ知不申候、先代ヨリ所持仕

之由申候、(好時)

右文台式ツ御道具奉行入迄為見ニ遣申度候間、四五日借用仕度由申借候

テ上之申候、

一、建長寺ノ末寺長寿寺ト申(足利)、古キ弓立御座候、只今世上ニ御座候弓立ノ如ニテ御座候、ウツホ(一軒)ヲ立申様ニ、仕金具ナトモ少々損申候、持主モ知不申、先代ヨリ御座候由、長寿寺被申候、

一、大坪宗利ト申町人ノ隱遁者ノ方ニ、爰元ニテ求申候トテ、頼朝ノ御判ノ物御座候、鶴岡若宮権現へ寄進状之由、惟息被申候、則写仕上之申候、(吉川惟忠)

鶴岡八幡内陣ニ頼朝寄進状ニ通御座候、文言年月日同若宮ノ寄進状ト同事ニ御座候、領所ノ名之違申許ニテ御座候、坊中神主・別当ニモ、頼朝御判之物御座候へは、其々ノ家ノ宛所御座候故、家ニ持不申候へハ、不罷成候故、放申事ハ成不申候由申候、神主ニ御座候ハ、ヒラカニテ御座候、頼朝卿御自筆タルへキカト申候、宗利所持仕候ハ、御用ニ立可申候者、上ケ可申由申候、若宮ノ神宝ニ可仕トテ鶴岡神職衆望申由ニ候へとも遣不申由ニ候、

一、鶴岡若宮八幡内陣ニ社務頼仲自筆ノ日記ニ卷御座候、前後不足仕候、建久三年ヨリ文和四年迄ノ事御座候、前後写仕上之由候、皆々神事祈念ノ記録ニ御座候、間々少々合戦之事ナト記申候、合戦ナトノ事ハ少御座候故、合戦ノ事ノ分ハ不残書写上之申候、難読分所多御座候、頼仲在世之折ト相見候、日数モ多記申候、当社ノ記録ハ是ハカリニテ候トテ大事ニ仕内陣ニ納置申候、

一、三浦道寸自筆ノ古今集、鶴岡小別当ニ御座候へ共御用ニ可立物ニ無御座候、

一、古状ハ多御座候、皆々寺社へ祈願寄進之状ニ御座候、義経(源)・義貞(新田)・正成(楠木)・時頼(北条)ナトハ無御座、尊氏(足利)・直義(足利)・基氏(足利)・義詮(北条)・時宗(北条)・貞時(足利)・持氏(足利)・氏満(足利)・六波羅貞顕(北条)・高師冬(足利)・義持將軍・細川勝元ナトノ状ニ御座候、

判形ノ外ハ自筆トハ見え不申候、

一、尊氏自画自賛之地蔵ノ絵、荏柄天神ニ御座候、絹地ニテ少々損、古ク御座候、大幅ニテモ無御座候、勝軍地蔵ニテ候由御座候、是ハ所望仕候者、放可申躰ニ御座候、

一、八幡、建長・円覚両寺、荏柄社ナト什物ニモ、書籍無御座候、荏柄神宝ニ天神御縁起三卷、絵ハ土佐、詞書ハ行能、見事成卷物御座候、八幡宮ニ御手箱・御硯見事ナル御座候、頼朝卿勸請之時分、京ノ八幡ヨリ取寄セ納候由申候、建長・円覚ノ什物、兆殿司十六羅漢、八幡詣書記観音卅

二幅、カンヒ羅漢十六幅、月壺大幅ノ観音、夢窓国師掛物四幅御座候、一、建長・円覚(鎌倉)・淨妙(鎌倉)・淨知(鎌倉)ノ五山、其外鶴岡供僧別当神主、八幡ヨリ東南之分相尋候得とも、御用ニ可立物無御座候、弓馬書軍書類ナト曾而無御座候、円覚寺ノ内ニ魏武註ノ孫子書本一冊御座候許ニテ御座候、一、在家ヨリモ指寄候へ共、古筆ノ切、歌書之半本ナトニテ御座候、其外道具共御座候へ共、御用ニ可立物ニ無御座、亭主方ヨリ方々頼候て三四里之近辺ヨリ指寄候へ共、可然物無御座候、

一、弓馬書記録・軍書類、曾而無御座候、御書物奉行浅羽(成徳)三右衛門殿度々吟味被致、数多取テ被参候、水戸相公様も先年当地へ御座被成、古物共御尋、大田備中殿も度々御越、書物共御尋、公義よりも延喜以後之記録御用之由ニ而、先年御触御座候而、上リ申候、向井將監殿一家向井大学殿ト申仁、数年住居被致、古書物多求被申候、其以前ハたうくと申牢人

鎌倉中相尋、寺々ノハリ付迄も古絵ナトハへき候て、罷越候、如何様毎年ノ方々より吟味ニテ御座候故、何も古物ハ無之由申候、か様ニ毎年相尋候故、寺社方在家共ニ今程ハ古筆ノ切、教寄道具ニ不依、用ニ不立、少之物ニても大事ニ仕置申候、江戸ノ商人共、古筆教寄道具ナト似セ物



金ニテハリ申鎗矢・カリマタナトニ御座候、御弓矢共
ニ納物ニ仕物カト被存候、頼朝卿御勸請ノ時、京八幡
よりは是も参候由、別当申候、

一、建長・円覚両寺ニ寺数四十ヶ寺許御座候、未尋不申寺方も御座候間、猶々
相尋可申候、八幡より東西北ノ分相尋、追而様子言上可仕候、

被成下 御書、謹而致頂戴、御請上之申候、御自分^江御添状、是又致拜
見候、内々今日以飛脚、文台二箱可指上と、認申所ニ御座候故、幸此度
上之申候、封之儘御上被成、可被下御文台、鶴岡社家中所持ニ而売物ニ
ハ無御座候故、只今直段極申事難仕候へ共、私保留中為可入御覽、為指
上申候、若応御意申候ハ、蒔絵師不勘方^江為見ニ被遣候者、直段等も
大形知可申候間、私ニ被仰聞もらひ直段極申事可罷成候者、心得ニ仕相
極可申、若直段持主より不申候者、所留仕候、心得ニも可仕候、恐惶謹
言、

十一月十一日

津田太郎兵衛

横山志摩様

以飛脚一筆申上候、

一、円覚寺ニセウヘン箱と申古書入置候箱御座候由承候故、様子相尋候処ニ、
右箱ハ古証文ナト入置候箱ニ御座候へ共、先年一山寄合、分取ニ仕候、

今程ハ明箱同事御座候、寺証文少々残居申候外ハ、書籍之類一冊も無御
座、寺証文当時入用之証文ニモ無御座候故、衆封付置候、若明候節も、
衆封ノ箱故、一山寄合明申候、寺証文之外ハ無之候間、所望仕、見申事
も不入事之由、寿福寺ノ僧能々存候由申候、寿福寺ノ僧折節田中一閑ナ
ト別而念比ノ僧ニテ、私事ヲモ疎意ニ不存候由申候、五山ノ寺々同道仕、
少ニても古物可有候ト存候所ヲハ為見申、念比ニ仕候僧ノ申事ニ候故、
偽候有之間敷と存候、大坪宗利念比ニ仕候円覚寺ノ出家も、同事ニ申候、
両人之申様、違不申候故、其分ニ仕置候、

一、鎌倉の義、随分相尋候へ共、可然物無御座候故、猶々何ニテモ所持ノ方
も候哉、弥相尋給候様ニと方々へ頼置、十五日ニ先金沢^{武藏国}へ罷越、^{武藏国}称名寺
相尋申候、寺宝ニハ御用ニ可立物無御座候、古之文庫ノ書之内、一切經・
大般若經百七十箱・真言秘密書唐櫃十一合ハ仏殿ノ脇ニ入置候、其外ノ
外伝之書ノ分ハ俵ニ取入、十余俵仏殿ノ天井へ上置申由、称名寺五院ノ
頭一ノ室物語^{ムロ}ニ御座候、其天井ノ書共見申度由望候へ者、衆僧中へ相談
可仕由、一ノ室被申候、其後一ノ室ヨリ返事御座候、称名寺ニ五ヶ院御
座候、此内ニヶ院ハ奈良^{天和国}へ学問ニ参、只今留守ニテ御座候、万事五ヶ院
寄合相談仕候、二院留守之内ハ見せ申事罷成間敷由、返事ニ御座候、二
院何時奈良より可為帰寺候哉ト相尋候へハ、学問ニ参候故、何時分可為
帰寺候哉知不申由申候、其故金沢小代官北川与左衛門と申者、并観音院
出家浪人鈴木六郎衛と申者、私宿ノ亭主など頼、度々色々所望申遣、私
方よりも一ノ室へ音信ナト仕、度々罷越懇望仕候、一ノ室被申候ハ、俵
ニ入置候故虫も入、事外乱雑仕候、箱ナト入候て能仕置候へハ、為見
候ても不苦候へ共、無沙汰ナル仕置様ニ候故、為見申候も、称名寺ノ五
院古来より有来候書籍、余無沙汰ナル仕置ヤウト人之批判も迷惑、第一

八亀山院勅願寺二候へハ、古より有来候古書一字も脇へ散シ申事不罷成候、三十年許以前後藤少三郎所望仕、見申由承及候、其後ハ曾而人ニ為見不申候、小田原陣ノ時分、古書共大形失申候、只今俵ニ御座候も書本・板本ニて御座候由、一ノ室被申候、為見被申候者礼金ヲモ可進由申候、色々所望仕、五日逗留仕、私之才覚仕候へ共、為見不申候、定而皆々虫入可申と存候へ共、数多御座候古書ニ候へハ、好敷存候故、一ノ室へ私罷越申候ハ、俵ニ入天井ニ御座候へハ、近年之内ニ不残虫ノ巢ニ成候て、跡形なく可罷成候、古書共惜キ事ニ候、且ハ御寺ニ相残候為メ、且ハ菩提ノ為ニモ候間、箱ヲ寄進可仕候、其刻不残一見仕、目錄ヲ調、箱へ入可進候、其内所望ニ存候書ハ借用仕、御寺ニ而成共書写候様ニ仕度候由申候へハ、一ノ室被申候ハ、其段相心得候、衆僧中相談可仕候、左候へハ混雑仕とち糸など無之ハ、次而ニとち合候て箱ニ入申様ニ可仕候、部数も多候故、左様之事も当年中ハ難成候間、相談相極、来春案内可申由、一ノ室被申候、何共及才覚不申候故、金沢ニ而肝煎申人々へ弥頼入、称名寺僧衆へ能々申入、何とそ合点被致候ニ仕、飛脚ニ而案内頼入之由頼置、先私ハ鎌倉へ罷出申候、御用ニ可立書有之間敷モ不存候へ共、十余俵ノ古書好敷奉存候へハ、右之通及才覚候、其外金沢之寺と在家相尋候へ共、経文之類許ニ御座候、弓矢ノ道具無御座候、器物も可然道具無御座候、其内俗家之用ニも可罷成物共ハ、覚書仕指上申候、(徳川光圀)水戸宰相様よりも近年兩寺打続御家来三四人被遣、十四五日も金沢ニ而古物共御尋被成候由、何ぞ御求被返候哉、[成力]但御求不被成候哉、其段ハ不存之由、所之者共申候、

一、鎌倉ニ而随分相尋候へ共、何も無御座、(鎌倉)光明寺并建長寺ノ内、明月院・円覚寺ノ内、帰仰庵[源]ニ古物共可有之哉と申者御座候、先日罷越所望仕候

へ共、何も無之由ニ而、為見不被申候故、私金沢へ罷越候刻、重而才覚頼置候得ハ、何も無之候へ共、重而罷出候へと申来候、昨日罷越候へハ、伝仕候出家隙入罷帰候、今日罷越様子見可申候、此外好敷存候所無御座候、人々古所と申候故、古物共可有之と存、寺々相尋、又ハ鎌倉見物ニ参候者逗留中ハ古物共相尋、寺モ在家も衰微仕候故、用ニも可立物共ハ好次第二跡々より遣候故、何も無之由、何茂申候、四五里近辺之在郷へも、何ぞ可有之かと存候へハ、亭主方より申遣、持寄候へ共、可然物無御座候、此躰ニてハ御用ニも可罷成物、可有之様ニ不被存候、字五々寺・走湯山・三島・北条ナトハ、(伊豆国)鎌倉程ニ結句人々相尋申間敷様ニ存候間、(相模国)罷越相尋可申候哉、江ノ嶋ハ鎌倉より二里御座候、未罷越不申候、伊豆へ参候へハ道ニ而御座候間、豆州へ罷越候刻、立寄相尋可申と奉存候、此等之趣御席之剋、被 仰上可被下候、恐惶謹言、

十一月廿二日

津田太郎兵衛

奥村伊与様(時成)

横山志摩様

一筆申上候、爰許之様子別紙ニ申上候通ニ御座候、弥伊豆へ罷越可申哉、[席]御席ニ御窺被成様子被仰聞可被下候、

一、伊豆へ可罷越由被 仰出候者、走湯山般若院、其他山伏ヲ田内鉄舟念比ニ有之由申候間、鉄舟ヨリ之書状御取被成、御越可被下候、

一、金沢へ罷越申候処ニ、金沢小代官北川与左衛門・牢人鈴木六兵衛兩人、(加賀国)前田了心(孝成)別而被懸御目候、与左衛門ハ对馬殿(前田孝貞)も御存之者ニ候、鎌倉へ了心ヨリ 御状被添候者ニ候者、疎意仕間敷由ニ而、右兩人別而念比ニ仕、音信ナト仕、振舞ニも罷越候、道具ナトも肝煎為見申候、称名寺へも毎

度私ヲ同道仕、事ノ外念比ニ仕申候、了心ヨリ御状被遣候刻、右兩人ヘ
私事御礼被仰遣候様ニ被成可被下候、

候て無御座候、長九尺程御座候、
金沢龍華寺 頼朝御建立、真言宗

一、鎌倉ヨリ戸塚(相模國)ヘ罷出候道、夜中ハ少不用心之由承、此方ヨリ先日御道具
為持指上候故、御返之刻ハ人御添被下候様ニ申上候ヘ共、此度ハ道具ヲ
モ不致進上候、其元ヨリも御状許被下候者、其元未明ニ罷立候様ニ被仰
付候者、此方ヘ夜ニ入不申内ニ参着可仕候、若此義無之昼ヨリ御返被遊
候者、道中ニ罷越候様ニ被仰付候ヘ者、夜ニ入申事無御座候、第一
何も荷物無御座候間、此度外ニ七人被添被下候様ニ及不申候、

一、爰元書状箱相調候事、難成疎成箱ニ入致進上候、恐惶謹言

十一月廿二日

津田太郎兵衛

(奥村時成)
伊与様

(横山正房)
志摩様

覚

鎌倉寿福寺ノ内積翠庵

一、虚堂墨跡

二幅

真偽難弁御座候、私江戸ヘ罷歸候ハ、江戸ヘ指越為見可申旨申候、

座候、

円覚寺内伝宗庵

金沢慶珊寺

一、額板 長二間程、幅一尺二三寸

一、ゴスノ鉢 指渡九寸程、ふかさ三寸程、

伝宗庵開山南山(上雲)和尚、鎌倉荏谷ニ慈恩寺ト申寺ヲ持被申候、此寺ヘ京

古ク御座候、

都・鎌倉ノ五山僧衆寄合花ヲ見テ詩作御座候ヲ彫付申候、席モ御座候、
則南山之時ノ物之由、住持被申候、古物ニ御座候墨ヲヌリ申候様ニ黒
ク御座候、年号ハ無御座候、但数百年ニ成候故、枯候て軽ク御座候、
同類之物荏柄天神ニモ御座候、梅詩共ニ御座候、是ハ口ノ詩五首分切

一、縫ノ織物

金沢小代官北川与左衛門

一、南京鉢 指渡四寸余、高三寸余、

古ク御座候、

鳳凰・獅子・牡丹、其外禽獸色々糸二而縫二仕候、長六尺余、幅四尺程、

鶴岡神主大伴志摩守

一、頼朝卿自筆

写仕上申候、是ハ家二相伝仕来候文書ニ而、何方へも遣間敷由申候、

一、藤原政虎願書(上杉謙信)

写上之申候、是ハ志摩守所持ニテハ無御座、遠方有之由ニ而、写ヲ給候、(上杉謙信)景虎ノ願書ノ由、志摩守申候へ共、藤原政虎卜御座候、

松岩寺

一、東撰六帖 一冊

反古ノ裏ニ書申候古筆ニ御座候、本損申候、為家卿ナトノ手ノ流ニ相(藤原)

見申候、珍書之由申候、序モ無御座候、立春ヨリ冬ノ部神楽ト申題マテ御座候、末モ不足仕候、荏柄社別当一乘院被申候ハ、鎌倉右大臣実朝(源)公撰ノ由被申候、

一、先日も申上候、建長寺ノ内長寿寺ニ御座候弓立、指申所少常ノ弓立トハ違申様被存候間、具ニ模仕可罷帰候、

一、最明寺人国記相尋候へ共、無御座候、建長寺ハ時頼ノ建立ノ寺ニ御座候(北条)

へ共、時頼ノ判形之物さへ一通も無御座候、最明寺ノ御堂ニ、開山大覚禪師ノ作ノ時頼土像ハカリハ于今御座候、

一、仏像ノ外ハ如此之物ニ御座候、書籍ハ無御座候、大形真言ノ書、勸進張、折念ノ書、又ハ筆者も不知古筆ノ切ナトニ御座候、刀・脇指ナトモ御座候へ共、御用ニ可立物無御座候、古弓矢穴穂田覚寺ニ御座候へ共、常之弓矢、穴穂ノ古ニテ御座候、申伝も無御座候、

以上

御親翰写

尚以其表いまた旧物出可申躰ニ候ハ、仮令五六十日ニ及候共、令在留才覚可仕候、先比志摩守(横山正秀)迄申遣候箱之事、如何候哉、様子手度候、以上、

先日以後、珍敷物出不申候哉、然者、最前差越候覚書ニ、付札并加朱点返遣之候、委曲可令承知候也、

十一月廿一日

津田太郎兵衛殿

(前田綱紀)
御判

覚

一、北条高時一門為菩提、後醍醐天皇御建立之寺御座候、此寺ニ北条家之

記録御座候、罷越見申候様ニと、昨日申来候、則罷越候へ者、寺僧折節他出ニテ、罷帰候、近日罷越如何様之書ニ御座候哉、見可申候、鶴岡相承院ヨリモ、今日古書見せ可申由申来候、三浦(相模國)二朝伊奈三郎(義秀)持申矢御座候、近日持参可仕候由、夜前宿ノ亭主申候、逗留仕候へハ、如何様可然物ニも出申候、其内能物可(行方)可有之も知不申候間、右之書物書写仕内、逗留仕、様子見可申候、只今迄ハ、言上仕候通ニテ、別而能物も無御座候、

一、明月院(鎌倉)へ昨日罷越候へとも、書物ハ何モ無之由ニテ、見せ不被申候、趙昌筆牡丹ノ絵ニ幅対、長四尺程、幅二尺五寸程ノ絹地大幅ニ御座候、極彩色ノ見事成絵ニ御座候、水戸相公様御借御写させ被成、御礼ニハ結構

ニ表紙被仰付御返之由ニ御座候、御返被遊候時、水戸様之御書簡掛物箱へ入置被申候、運慶作之布袋ノ座像御座候、笑申面躰、事外能作申候、此二色什物ニテ候、此外ニ何も書物も無之由ニテ為見不申候、如何様書物共御座候寺ノ由承候へ共、無之由ニテ為見不申候、上杉管領之寺ニテ

御座候、

一、円覚寺之内帰源庵へ、今日罷越候へ共、他出二而罷帰申候、此寺ニも古書可有之哉と申者御座候間、相尋可申候、

一、御加筆御座候故、御書并御上包紙二ツ奉返上候、以上、

十一月廿三日

津田太郎兵衛

横山志摩殿

御状致拜見候、然者就被成下 御書、足輕兩人為持被下、謹而致拜見、則御請調上之申候、

一、爰元之様子昨日従是以飛脚申上候、此辺不用心之由ニ而、亭主夜ノ内ハ旅人ヲ出シ不申候故、夜明罷出候間、定而其元江ハ遅参着可仕と奉存候、

一、御書箱ニ御自分ノ御封印致返信候、

一、爰元ニ而写申書物共御座候へ共、料紙持参不仕候、別紙ニ目錄仕候通、

料紙御越被成可被下候、不図如何様之書、可有之も知不申候故、料紙よ

けいニも申上候、筆爰元ニ売買ニ一本も無御座、私硯へ入参候も先切申

候間、御書物所ニ真書筆、可有御座候間、二三本御越被遊可被下候、恐

惶謹言、

十一月廿三日

津田太郎兵衛

横山志摩殿

覚

一、水打美濃紙

百枚

一、さうち美濃紙

同

但、つよく打不申候ヲ、

一、真書筆

二対

右之通、御越可被下候、以上、

十一月廿三日

津田太郎兵衛

御一封就被成下、一昨日此方より指上候飛脚ニ、御足輕一人被指添被下候、

其御足輕只今相返申ニ付、申上候、

一、御一封被成下、謹而致拜見候、只今自此方一对指上候間、御上被成可被

下候、

一、豆州江相越尋見可申候由、御意之旨畏奉存候、

一、一昨日被成下 御書、謹而致拜見、昨日御請上之申候、参着可仕と奉存

候、

一、昨日申上候料紙、追付御越被成可被下候、写候て指上可申書物御座候間、

早速書写仕次第、豆州江罷越可申候、恐惶謹言、

十一月廿四日

津田太郎兵衛

奥村伊与様

横山志摩様

御一封謹而致拜見候、此方より指上候覚書ニ御加筆之趣、畏奉存候、

一、豆州江相越尋見可申由、奉得其意候、

一、鶴岡社務記録・河越記・江亭記借用仕、随分早速致書写仕舞次第、豆州

江罷越可申候、右書写仕舞申候迄、鎌倉ニ罷有、弥相尋可申候、

一、御加筆并御封紙致返上候、恐惶謹言、

十一月廿四日

津田太郎兵衛

横山志摩様

御加筆

書面之趣、一々見届申候、何も入用ニ無之候間、其心得尤候、いさい(委細)ハ伊与・志摩方より、可申遣候、差急キ如此候、豆州之左右相伝計候、

先日指上候御請ニ 御加筆被成下、謹而致拜見候、 御加筆之趣奉得其意候、

一、天神御縁起之義、畏奉存候、

一、僧翁禪師行状一卷、海蔵寺書写仕候間、上之申候、

一、(宝戒寺)法海寺へ罷越相尋候へハ、北条家之記録ニテハ無御座候、開山円観上人

自記ノ行状ニ御座候、其外法海寺所持之書籍目錄見申候、大形仏書又ハ

和板ノ書類ニ御座候、書物ハ東叡山(江戸)ニ指置目錄ハカリ法海寺ニ御座候、

東叡山ノ末寺ニテ御座候、寺証文共ノ内ニ尊氏状并左馬頭卜御座候状ノ

写、寺僧より申請候間、上之申候、法海寺ニ御座候も写ニテ御座候、

※(右ノ※ニ朱書ノ付箋アリ、便宜ココニ移ス)
一、鶴岡相承院ノ書物見申候、麗氣記ト申梵字多書中習合之神書十九卷、帝

王系図、神武天皇より順徳院迄皇子ノ分系図ニ御座候、二部共ニ古筆ニ

テ御座候へ共、筆者知不申候、帝王系図ハ御文庫ノ系図ト増減不奉存候、

(右ノ※ニ朱書ノ付箋アリ、便宜ココニ移ス)
一、□□宮相承院本 太平記

一、帰源庵へ罷越書籍・器物相尋候へ共、何も無御座候、是跡自公義延喜以

後之記録御尋之時分、寺中ニ何モ無之、上リ不申候、黄梅院ヨリ円覚寺

年中行事ノヤウナル書被上候、其以後公義より返り候へ共、何方へ參候

哉、見不申候、先年水戸様(徳川光圀)当地御越之刻、古書御尋被成ニ付、其時分モ

此書色々尋候へ共、何方へ遣候哉、于今見へ不申候、(林信雄)弘文院ニハ定而写

可有之候、表紙無之、虫入紙古損し、題号モ無之候珍書ニテ御座候ト存

候由、帰源庵被申候、記録之時代相尋候へ共、慥ニハ覺不申候、小田原北条家之時分之記録かと覺之候と被申候、

一、爰許書写仕候書物之義ニ付、御書物役衆可被下哉之由、畏奉存候、乍去寿福寺之僧何ニテモ写物候者手伝可仕由申候故、頼可申候由約束仕置申候、近日写仕舞可申間、御書物役中被下候ニ及不申候、

一、光明寺什物ニ当麻之曼陀羅縁起二卷御座候、大巻物ニテ御座候、絵ハ土佐将監(光吉)、詞書ハ後京極良経公(元孝)ニテ御座候、

一、御加筆之物并御上包返上仕候、恐惶謹言、

十一月廿五日

津田太郎兵衛

横山志摩殿

御別書致拜見候、

一、廿二日之御書之御請、廿三日ニ參着、被入御覽之旨、大慶奉存候、一昨

廿三日之 御書之御請昨廿四日上之申候、定而參可仕令奉存候、

一、御書箱御封印返進仕由申上候付、御書箱上家御自分様御封印致返信候義

ニ御座候、上家ノ二字書記不申候段、不念之仕合、迷惑仕候、

一、先日申上候料紙二色并筆為持被下、慥請取申候、

一、鎌倉より脇へ罷越候、先々へ御用被仰下候所、知申候様ニ可申上由、畏

奉存候、未於鎌倉写申書物共御座候間、書写仕舞申候者、其刻罷立候日

限先々之所、可申上候、恐惶謹言、

十一月廿五日

津田太郎兵衛

横山志摩殿

酉上剋之御飛脚丑上剋參着、 御状致拜見候、然者、於爰元書物書写仕ニ付、

御書物役衆可被下哉之旨、畏奉存候、乍去寿福寺ノ僧正隆一人、書写之義相頼可申由、約束仕置申候、私卜兩人仕相調候者、近日ニ出来可仕候間、御書物役衆此方へ被下候ニ及不申候、勿論校合念ヲ入可申候、書物共今日貸可申由、持主衆申候間、參次第書写仕可指上候、恐惶謹言、

十一月廿五日

津田太郎兵衛

奥村伊与様

横山志摩様

御加筆之御朱書被下、謹而致拜見、一々奉得其意候、

一、帝王系凶私罷帰刻借用仕、可罷帰由畏奉存候、夜前相承院私方へ被參候

故、罷帰刻借用仕、可罷帰由、約束仕申候、安事之由、被申候、

一、鶴岡社務記録書写仕舞申候、江亭記・川越記ハ少冊ニ御座候間、追付書仕舞候て、一所ニ指上可申候、

一、鎌倉之内大懸卜申所ニ、是跡犬追物書御座候、松平丹後守殿へ御取被成候、其写三浦(相模國)ニ所持仕候者御座候由承候旨、鶴岡社人申候、此説不慥様

ニ何茂申候へ共、亭主第右之書御座候と申候、所裁許仕者ニ御座候、折節亭主方へ罷越有之候故、才覚仕くれ候へと頼候て遣申候、鎌倉より六

里程御座候所ニて、未有無ノ左右不申越候、恐惶謹言、

十一月廿九日

津田太郎兵衛

横山志摩様

覚

一、鶴岡社務記録

二冊

此本書、鶴岡社務頼仲自筆ニテ御座候、元ハ荏柄天神一乘院ニ御座候、

因為八幡宮記録鶴岡八幡社ニ収、自一乘院被収之候、為此代從鶴岡菅(菅原道真)丞相御自筆法花経一卷、荏柄社へ參候由ニ御座候、鶴岡小別当周英ニ申入、自内陣取出借之、不違一字透写ニ仕候、

一、江亭記

一冊

此本書、僧万里(集九)自筆、自荏柄一乘院借給之御書、送取有之故、如本透写ニ仕候、

一、河越記

一冊

本書、鶴岡供僧中所持之由、

一、懷紙

一冊

本書、鶴岡小別当所持ニ御座候、御作者珍敷方存候故、書写申候、右、書写之出来、校合入念仕之間、上之申候、

一、荏柄ニ御座候天神縁起借請候て、修復仕表紙付替、箱仕可上之由申候へハ、火事之時分余人ニ渡遣候事、無心許候間、私江戸へ罷帰候時分相渡可遣由被申候、

一、犬懸より出申候犬追物之書之義、三浦(相模國)ノ万貫寺(願)と申、佐原十郎(義連)像御座候寺ニ写有之と承候故、様子相尋候所ニ、今程ハ無御座、近年度々住寺か

わり申候故、先住之時分ハ有之候哉不存候、只今ハ無之由申候、先住ノ僧衆何方へ參候哉、其末々承度由申候へハ、急ニ知不申候間、以連々先々

承出案内、可申由、三浦之者申候、

一、江ノ嶋・片瀬・腰越へ罷越様子相尋候へとも、何モ無御座候、腰越ノ寺

ノ什物ニ、弁慶自筆ノ義経腰越状ノ下書御座候許ニテ御座候、

十二月一日

津田太郎兵衛

以飛脚申上候、然者書写仕候書物共出来仕候故、一箱上之申候間、箱共ニ

御上ケ被成可被下候、

横山志摩殿

一、私義鎌倉・江嶋・片瀬・腰越迄相尋申候、三浦筋へも能伝御座候故、委相尋申候、最早豆州江罷越申度奉存候処、此節帯仕候所ニ腫物出来、外科ニ懸り、薬付候へ共、然々無御座処ニ疼痛仕、帯仕候事難義仕、其故刀・脇指指申義、迷惑仕候、刀・脇指をも指行歩仕候様ニ罷成候者、豆州江も難罷越奉存候、爰元可然外科も無御座候間、当分其元へ罷帰、能勢玄竹ニ療治頼、追付致平愈候様〔癒、以下同〕ニ仕、刀・脇指を指候てもさのミ難儀不仕候様ニ罷成、早速豆州江罷越申度義奉存候、直ニ豆州へ不罷越候義、非本意迷惑奉存候、苦間敷義ニ候者、以御次而御窺被成可被下候、恐惶謹言、

十二月一日

津田太郎兵衛

奥 伊与様

横 志摩様

覚

一、皇胤系図 一卷

一、菅原氏系図 一冊

一、系図 一冊

右三部為見合、借用仕罷越申候、

一、鎌倉五山記 一冊

一、文台 一ツ

一、建長寺天源庵ニ御座候、可為御披見借用仕罷越申候、

一、尊氏ノ寺長寿庵寺ニ御座候弓立ノ形書写参候間、上之申候、古キ弓立ニ

御座候、

一、荏柄天神御縁起此度持参可仕之由、所望仕候へハ、公方様入上覽申候

御縁起之事ニ候故、火事之時分江戸へ遣、若不慮ノ火難も候へハ、一乘

院不念之様ニ候間、此度ハ遣申間敷候、来春二三月比、一乘院江戸へ罷

御裏書

表書之通、書籍無相違相違相違珍重候、其方事腰之辺ニ腫物出来之由、無心許候、早速爰元迄相越遂療養尤候、如形精ニ入、才覚無残所躰ニ候へとも、調御座無之上ハ、不及是非候、豆州之義ハ指急キ申事ニ無之候間、腫物平癒之上、緩々と相越可然候、委曲伊与〔奥村時成〕・志摩方より可令演述候、以上、

十二月三日

御裏書、忝謹而致頂戴候、私痛之義江戸江罷帰療治仕、平癒以後豆州へ可罷越之旨、難有仕合忝義ニ奉存候、且又御裏書之物致返上候、恐惶謹言、

十二月五日

津田太郎兵衛

出候次而も候、其時分ハ火事も必安御座候間、持參可仕由にて、此度者借給不被申候、

一、鎌倉犬かけ(懸)より出申候由ノ犬追物書之儀、鶴岡社人十左衛門と申候人語申候故、何方より承候哉、相尋候へハ、金沢瀬戸明神社人左京と申者之物語之由申候故、左京ニ相尋候へハ、是跡犬かけニ御座候書、大森信濃殿(頼真)へ御取被成候、此義三浦ノ松戸明神社人と泉語候由申候故、和泉方へ相尋候へハ曾而不存候事之由申候、松平丹後守殿へ御取候と鶴岡社人申候ハ、承違ニ御座候、大森信濃殿へ御取之由、瀬戸之社人申候へとも、証も無御座候、三浦万貫寺ノ先住一人鎌倉之内ニ居申候故、相尋候へ共、左様之義不存候、写も見不申候由申候、犬かけニ家六軒御座候、不殘相尋候へとも、犬かけ之者共も承も不及事候由申候、

十二月七日

津田太郎兵衛

一 正宗 義弘 兼氏

鎌倉ニ素伝ト申医師所持仕候、無銘ニ御座候、

一 天図

江ノ嶋ニ御座候、本ノマ、鎌銘御座候、

以上

御加筆

右書物為写可申候表紙箱など、改可返由契約仕候ハ無之候哉、急返可申事候者、奉書之様ニ成共申入候、為念可申候、承度候、

御加筆謹而致拜見候、鎌倉より借用仕罷越候書物共、急返弁不仕候而も、不苦書ニ御座候、表紙・箱仕立可相返由、約束仕候事無御座候、緩々と書

写被 仰付候而も不苦候書物ニ御座候、

一、文台金物御用ニ無御座由、畏奉存候、

一、御加筆之物、御封紙致返上候、以上、

十二月七日

津田太郎兵衛

覚

書本 廿二卷不足 廿冊

※ (ココニ付箋アリ、便宜左ニ写ス) 此書、鶴岡相承院元喬所持本ニ御座候、江戸ニ貸置候間、江戸ニ而貸

可申由、於鎌倉約束仕、今日私方迄參申候、古本ニ御座候間、御見合ニも可罷成哉と上之申候、以上、

十二月十七日

津田太郎兵衛

(右ノ※ニ朱書ノ付箋アリ、便宜ココニ移ス) 「相承院本 □□□記」

〔天平〕

覚

武州

河崎新田大明神アリ、古跡也、

相模

藤沢 小田原 宮根

伊豆

湯本 早雲寺 北条修善寺 三嶋明神

駿州

浅間 清見寺

遠州

掛川近辺見付ノ際中泉ト云所ニ、八幡宮

旧寺 法蔵寺 駒崎 白輪大明神

本馬範頼之住所に今末葉アリ、神職也ト云、

三州

鳳来寺

尾州

熱田 笠寺

濃州

岐阜

江州

観音寺辺 三井寺 坂本

伊勢

鈴鹿 土山黒川ノ上左ノ方ニ田村ノ明神

私可罷越と奉存候所を点懸申候、修禅寺ハ豆州之内何方ニ御座候も、曾而不奉存候へ共、罷越相尋候者、所知可申候、新田大明神ハ、六郷ノ川上矢口ノ渡ニ矢口大明神トテ、新田義興ヲ勸請仕ル社御座候、青山因幡殿トヤラン、^(宗後)大膳殿ヤランノ御知行所ニテ、社領三石御座候由、川崎之者申候、此社之義^(幸利)ニ可有御座ト奉存候、

「相州鎌倉書籍等搜索書」(解説)

菊池 紳一

尊経閣文庫の蔵書は、加賀金沢藩五代藩主前田綱紀(初名綱利、松雲公)が蒐集したものが中核となっている。綱紀は古筆や古物の蒐集に熱心で、数人の書物奉行を置き、また書物調奉行(一名書物方覚奉行)を各地に派遣して、良書を調査蒐集させていた。具体的には、家臣の津田光吉等を鎌倉や京都に派遣して、書物の調査・保存・蒐集・借用等にあたらせていた。こうした蒐集のうち、鎌倉方面を調査・探索した時の記録に「相州鎌倉書籍等搜索書」がある。これは『松雲公採集遺編類纂』九六に「武州文蔵村書籍探索書」「熊谷寺書籍一件(武州)」などとともにも収められている。「相州鎌倉書籍等搜索書」と、『松雲公手沢遺書』に収められているものとの二種がある。⁽¹⁾本稿では、前者を紹介し、最後に現在の前田育徳会尊経閣文庫の蔵品との関わりを若干紹介してみたい。ちなみに『加賀松雲公』(羽野知頭発行、明治四十二年)の中巻(事業)の第一篇第七章第五節第五項の「鎌倉」につぎのような記述があり、そのあとに後述する7と11の文書を掲出する。

鎌倉は、五山及八幡以下社寺多しと雖も、頽敗歳久しくて、旧記亦た多からず。且つ其地江戸に近きを以て、水戸光圀卿及幕臣等のために先んぜられ、公の収採にかゝるもの頗る少なきが如し。左に掲ぐるは、延宝五年公津田光吉を鎌倉に遣はされし時の文書なり。光吉命を受けて鎌倉を搜索せしこと数回に及び、探索記一冊今尚ほ存せり。

この時の水戸光圀の記録が『鎌倉日記』であり、光圀の命により貞享二年(一六八四)に刊行されたのが『新編鎌倉志』にあたる。

この「相州鎌倉書籍等搜索書」は、延宝五年(一六七七)、津田太郎兵衛

光吉が綱紀の命を受けて、古筆等の蒐集のため鎌倉に滞在した時の記録である。

内容は、最初から、①日記、②目録、③書状で構成されている。多少記事に矛盾があり、②・③と併せて考察する必要があるが、この探索の概略を見るため、まず①日記の内容を紹介する。

一、日記

津田光吉は、延宝五年十月二十八日の丑中刻(午前二時頃)江戸を立出して、戸塚八幡宿を経て同日の申中刻(午後四時頃)には鎌倉雪の下の宿所に入った。戸塚宿は、慶長九年(一六〇四)に成立した東海道の宿駅で、保土ヶ谷宿と藤沢宿の間にあった。江戸、小田原宿へそれぞれ十里の位置にあり、十返舎一九の『東海道中膝栗毛』では、弥次・喜多は戸塚宿と小田原宿に泊まっている。戸塚町は、上宿・中宿・台宿・天王宿・田宿・八幡宿からなり、これに吉田町・矢部町が加わって戸塚宿を構成した。

同二十九日条に見える飯島村は、戸塚宿の南に位置する村で、同宿の助郷を勤めた。村内を中世の鎌倉街道が通っている。現在の飯島町付近である。笠間村も戸塚宿の定助郷を勤めた村で、現在の笠間町付近である。⁽²⁾

十一月一日、津田は惟息・大坪宗利・積翠庵・相承院・少別当・松岩寺を訪ねている。おそらく挨拶回りであろう。このうち「惟息」とある人物については、白井永二氏が江戸初期の神道学者吉川惟足(一六一六〜九四)と推定している。⁽³⁾ 惟足は、吉田神道の萩原兼従に学び、名声が高く、保科正之(一六一一〜七二)はじめ諸大名に講説を行った人物である。尊経閣文庫には、延宝七年(一六七九)吉川惟足が著した『神代之系譜』や元禄五年(一六九二)に綱紀に授けた秘伝書『翁之大事』(神代神楽の作法)が架蔵されている。元禄五年九月二十一日、綱紀は江戸藩邸に惟足を招き、年寄や若年寄を

招いて神代の講義を聴聞している。⁽⁴⁾ 後者はこれに関わるものである。綱紀の岳父保科正之(一六一一〜七二)は、寛文年間以降吉田神道に傾倒し、会津藩の神社制度改革を行っており、綱紀もその影響を受けていた。

大坪宗利は、後述の③書状の中で町人と記されている。この人物は、黄梅院所蔵の「山ノ内図」や「吉川視吾堂先生行状」などに見える人物で、白井氏は「明暦の大火で江戸の商家を失った宗利」と述べている。⁽⁵⁾ その他、積翠庵は寿福寺の塔頭、十一月九日条に「積翠庵正隆」が見える。相承院は鶴岡八幡宮二十五坊のひとつ、当時の院主は元昭であった。⁽⁶⁾ 少別当は、鶴岡八幡宮の大庭小別当家で、当時は二十二代周英の時代である。⁽⁷⁾ 松岩寺は、未詳であるが、白井氏は鶴岡八幡宮の附属寺で松源寺のことと推定している。⁽⁸⁾

この日津田は、大庭周英宅で、源頼朝・足利尊氏や鎌倉公方の寄進状を見せてもらっている。翌十一月二日、津田は、大庭周英・松岩寺を伴って、荏柄天神社や鶴岡八幡宮若宮を訪ね、その神宝を見ている。この時周英は、歌書や古筆を持参、津田に見せている。

この間、鶴岡八幡宮神主大伴志摩守の使者が来て、明日大坪宗利が円覚寺・建長両寺の什物を見に同道することを伝えている。この大伴志摩守は、「鶴岡八幡神主大伴系譜」⁽⁹⁾及び、「鎌倉鶴岡神主大伴氏系譜」⁽¹⁰⁾によると、十六代好時(清道子、寛文九年八月六日就任、元禄六年十一月十一日没)にあたり、周英は好時の娘婿であった。

十一月六日は雨が降っていたが、津田は鎌倉東部の杉本観音堂(現杉本寺)方面のものを見て廻った。翌七日も大雨であったが、荏柄社一乗院で「川越記」・「二代要記」を見、大庭周英のところで馬鞍・刀・脇差等を見ている。八日は周英と荏柄社一乗院へ出かけた。翌九日、積翠庵正隆が同道し、建長・円覚両寺に出かけている。この日も別当が同伴した。十日には江戸から飛脚

(足軽高桑某) が到着し、一乗院から借用するための文台の御請書を認めている。

十一月十一日は天気が良く、鎌倉南西部の極楽寺方面に出向き、正則寺や長谷観音に行った。また、大伴好時が来臨している。翌十二日には大坪宗利・吉川惟足と寿福寺積翠庵へ出向き、弓書・歌書・連歌書・古筆等を見ている。また松岩寺が「連歌之半本東撰六帖」を持参した。

十一月十三日、津田は大伴好時宅へ出かけて文書を見た。源頼朝、足利尊氏・直義兄弟、足利基氏から代々の鎌倉公方、北条貞時・同時宗、高三河守(師冬)・細川勝元等や、実朝自筆の文書もあった。またこの日文台が江戸から戻り、翌日荏柄社に返却している。

翌十四日に使の足軽山岡理兵衛を江戸へ返した。積翠庵正隆が同道して、町方の寺々を訪ね、また松岩寺へ行き、「セウヘン(少弁)箱」の存在を知った。

十一月十五日には鎌倉を出て、武蔵国六浦村⁽¹¹⁾に赴き、嶺松寺⁽¹²⁾、引越の金龍院⁽¹³⁾、阿弥陀院⁽¹⁴⁾へ行き、金沢宿五郎左衛門、代官北川太左衛門にも逢っている。そして約半月後の十二月六日に鎌倉を発ち、江戸に帰ったのである。

二、目録

目録の部分は、上記の鎌倉の所々で津田が見た書物・古文書等の目録である。⁽¹⁵⁾最初に「於鎌倉見聞之書物等覚」とあり、左記の四行が記される。

一、頼仲日記

一、少弁箱 円覚寺

一、東撰六帖 牛天神別当戸田主税所持

一、政虎願書 大伴志摩守殿

このあとに、荏柄天神、鶴岡八幡宮、少別当持参、建長寺什物、松岩寺持

参、円覚寺什物、大坪宗利、亭主伊兵衛(肝煎)、松岩寺、(八幡)浄国院、小別当、一条院、龍華寺(御朱印ニ龍源寺トアリト也、真言宗也)、慶珊寺(戸嶋刑部寺)、扇谷医師素伝所持、称名寺什物に分けて見たものの目録が記されている。上記の四点のうち「頼仲日記」は、後述するように、文和四年(一三五五)頃、頼仲がまとめたとき、鶴岡八幡宮に伝来した『鶴岡社務記録』のことであろう。⁽¹⁶⁾

三、書状

次に、書状について見てみよう。二十五通あり、その目録は左の通りである。

- 1、十一月九日 前田綱利書状写
- 2、十一月十一日 津田光吉書状写
- 3、十一月十一日 津田光吉書状写
- 4、十一月二十二日 津田光吉書状写
- 5、十一月二十二日 津田光吉書状写
- 6、年月日欠 覚書写
- 7、十一月二十一日 前田綱利判物写
- 8、十一月二十三日 津田光吉書状写
- 9、十一月二十三日 津田光吉書状写
- 10、十一月二十三日 津田光吉書状写
- 11、十一月二十四日 津田光吉書状写
- 12、十一月二十四日 津田光吉書状写(加筆あり)
- 13、十一月二十五日 津田光吉書状写
- 14、十一月二十五日 津田光吉書状写
- 15、十一月二十五日 津田光吉書状写

16、十一月二十九日 津田光吉書状写

17、十二月一日 津田光吉書状写

18、十一月一日 津田光吉書状写（十二月三日付前田綱利裏書あり）

19、十二月五日 津田光吉書状写

20、極月五日 津田光吉書状写

21、十二月七日 津田光吉書状写

22、年月日欠 覚書写（加筆あり）

23、十二月七日 津田光吉書状写

24、十二月十七日 津田光吉書状写

25、年月日欠 覚書写

このうち1と7が前田綱利（以下「綱紀」と表記する⁽¹⁷⁾）から津田光吉に宛てた書状であり、その他が津田光吉の江戸への報告である。綱紀が津田光吉を鎌倉に派遣した目的は左記の1と7の書状に示されている。

1、十一月九日の前田綱利書状写

猶以其元之様子、先為可承如此候、以上、

漸於其地端々、其様子承見申たるニ而可有之与令察候、未一色茂見出不申候哉、委細ニ彼地之様子可申越候、

一、若古之弓矢有之候哉、無油断相尋可申候、旧記などは無之候共、弓矢之類者可有之様ニ被存候、

一、鞭・ゆかけ・行騰・弓籠手・沓、か様之物ニ古物可有之候、是又心を付見可申候、此外古器物何ニよらず致覚書、可罷帰候、猶、追々可申遣候也、

十一月九日

津田太郎兵衛殿

(前田綱利)

7、十一月二十一日 前田綱利判物写

尚以其表いまた旧物出可申躰ニ候ハ、仮令五六十日ニ及候共、令在留、才覚可仕候、先比志摩守迄申越候箱之事、如何候哉、様子手度候以上、

先日以後、珍敷物出不申候哉、然者、最前差越候覚書ニ、付札并加朱点返遣之候、委曲可令承知候也、

十一月廿一日

津田太郎兵衛殿

(前田綱利)
御判

1から、前田綱利は書物ばかりではなく、弓矢をはじめとする古い武具や調度の類まで搜索を命じている。7からは、津田の覚書（報告）に綱紀が「付札并加朱点」て返送しており、みずから報告を確認し、細かに指示を出していたことがわかる。他にも、12には袖に「書面之趣、一々見届申候、何も入用ニ無之候間、其心得尤候、いさいハ伊予・志摩方より可申遣候、差急キ如此候、豆州之左右相伝計候、」という綱紀の加筆があり、18の書状の裏書には、津田の腰のあたりに腫れ物ができたことに対する労りの言葉と、伊豆方面の調査の延期を指示している。

四、書物の紹介

最後に、この搜索記に見える書物について簡単に紹介しておきたい。まず鶴岡八幡宮に関するものでは、前述の「頼仲日記」がある。

一、鶴岡若宮内陣ニ社務頼仲自筆ノ日記二卷御座候、前後不足仕候、建久三年ヨリ文和四年迄ノ事御座候、前後写仕上之由候、皆々神事祈念ノ記録ニ御座候、間々少々合戦之事ナト記申候、合戦ナトノ事ハ少御座候故、合戦ノ事ノ分ハ不残書写上之申候、難読分所多御座候、頼仲在

世之折ト相見候、日数モ多記申候、当社ノ記録ハ是ハカリニテ候トテ
大事ニ仕内陣ニ納置申候、

とあるもので、「二巻」とあり、卷子仕立てであり、「建久三年ヨリ文和四年迄ノ事御座候、」とあるところから、現在鶴岡八幡宮に所蔵される『鶴岡社務記録』が「建久二年（一一九二）から文和四年（一三五五）にいたる百六十年間にわたつての編年記録であるが、うち首尾と四十六年間分の記事とを欠いている。」⁽¹⁸⁾であることに合致する。当時は『鶴岡社務記録』が別にもう一部あつたものと考えられ、17に、

一、鶴岡社務記録 二冊

此本書鶴岡社務頼仲自筆ニテ御座候、元ハ荏柄天神一乘院ニ御座候、因為八幡宮記録鶴岡八幡社ニ収、自一乘院被収之候、為此代從鶴岡菅丞相御自筆法花経一卷、荏柄社へ参候由ニ御座候、鶴岡小別当周英ニ申入、自内陣取出借之、不違一字透写ニ仕候、

という記事がある。これは冊子仕立てで、もと荏柄天神社の別当一乘院の所蔵であつたが、一乘院から鶴岡八幡宮に納められたものという。

この搜索記に見え、尊経閣文庫に現蔵するものはいくつかあるが、相承院本の『太平記』（二十冊）もそのひとつである。⁽¹⁹⁾これは24の書状に、

覚

書本
一、太平記 廿二巻不足 廿冊

此書、鶴岡相承院元喬所持本ニ御座候、江戸ニ貸置候間、江戸ニ而貸可申由、於鎌倉約束仕、今日私方迄参申候、古本ニ御座候間、御見合ニも可罷成哉と上之申候、以上

十二月十七日

津田太郎兵衛

とあり、津田が相承院元喬所持本の借用を約束し、十二月六日に江戸に帰つ

たのち、同十七日に届いたので、他本と校合するため前田綱紀に提出したのである。この『太平記』が前田家の所有に帰した経緯は不明であるが、尊経閣文庫に伝来した数種ある『太平記』コレクションのひとつとなっている。

この『太平記』は奥書から、吉良氏朝に嫁した北条氏康女の從祖父北条長綱（幻庵宗哲）が、彼女の希望によって書写して与えた『太平記』を、鶴岡八幡宮相承院の融元が借用して書写したものであることが知られ、天正二年（一五七四）から同五年の間に書写されている。⁽²⁰⁾

次に『天神縁起』について見てみよう。これは3の書状に、

一、八幡、建長・円覚両寺、荏柄社ナト什物ニモ、書籍無御座候、荏柄

神宝ニ天神御縁起三巻、絵ハ土佐、詞書ハ行能、^(藤原)見事成巻物御座候、

八幡宮ニ御手箱・御硯見事ナル御座候、頼朝卿勸請之時分、京ノ八幡ヨリ取寄セ納候由申候、建長・円覚ノ什物、兆殿司十六羅漢、八幡詣書記觀音卅二幅、カンヒ羅漢十六幅、月壺大幅ノ觀音、夢窓国師掛物四幅御座候、

と見えるもので、荏柄社に伝来した。三巻からなり、絵は土佐派、詞書は藤原行能の手になるものである。また13の書状には「一、天神御縁起之義、畏奉存候、」という一行が見え、前田綱紀からなんらかの指示が出ていたことが知られるが、この指示は17の書状に「一、荏柄ニ御座候天神縁起借請候て、修復仕表紙付替、箱仕可上之由申候へハ、火事之時分余人ニ渡遣候事、無心許候間、私江戸へ罷帰候時分相渡可遣由被申候、」とあることから、借用して修復することにあつたようである。しかし、火事の危険があるとして次年の春まで延期になった。21の書状に、

一、荏柄天神御縁起此度持参可仕之由、所望仕候へハ、公方様入上覽申候御縁起之事ニ候故、火事之時分江戸へ遣、若不慮ノ火難も候へ

ハ、一乗院不念之様二候間、此度ハ遣申間敷候、来春二三月比、一乗院江戸へ罷出候次而も候、其時分ハ火事も心安御座候間、持参可仕由にて、此度者借給不被申候、

と見える。この『天神縁起』も現在『荏柄天神縁起』（三巻、国指定重要文化財）として尊経閣文庫に伝来している。付属する庚子（享保五年（一七二〇）カ）七月十四日の山本某の覚書によれば、約三十年ほど以前に浅草観音寺門前で開帳があった時、荏柄社一乗院に申し入れて借用し、前田綱紀に上覧したところ、綱紀はこれをしばらく手元に留めることとし、書写を命じた。そして礼に白銀十枚に黄金一枚を添えて返したという。その三〜四年後の暮れ、十二月二十七日八日頃に、出入りの瀬戸物屋がこの縁起を持参した。その口上では、荏柄の一乗院が金子百両がなければ年が越せないのので買い取ってほしいということであった。そこで綱紀は、湯島天神別当・北野神社等に問い合わせ引き取ったという。

その他、金沢称名寺旧蔵本については、関靖・熊原政男『金沢文庫本の研究』（日本書誌学大系一九）、飯田瑞穂「尊経閣文庫架蔵の金沢文庫本」（『金沢文庫研究』二七四）を参照されたい。

〔注〕

- (1) 「松雲公採集遺編類纂」（記号は、特 16.03-1）は全部で百九十冊、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵の「加越能文庫」に含まれる。『松雲公手沢遺書』も「加越能文庫」に含まれる。
- (2) 以上、『角川日本地名大辞典』14 神奈川県参照。
- (3) 白井永二「鎌倉に於ける吉川惟足」（『國學院雑誌』七三巻三号、昭和三十年七月）、同「鎌倉に於ける吉川惟足―補遺」（『鎌倉』八八号、平成十一年）

参照。

- (4) 『加賀藩史料』所収「前田貞親手記」同日条。
- (5) 注(3)に同じ。
- (6) 『鶴岡八幡宮諸職次第』（『鶴岡叢書』第四輯）所収「鶴岡八幡宮寺供僧次第」頓字坊の項による。元昭は前々相承院院主元朝の直弟で、延宝元年恵光院より相承院へ移住、同九年四月三日、五十一歳で入寂している。
- (7) 注(3)に同じ。
- (8) 白井氏は注(3)の後者で、「松岩寺は鶴岡八幡宮の附属寺で松源寺かと推測する。」と述べる。
- (9) 『大伴神主家系譜集』（『鶴岡叢書』第一輯、昭和五十一年）所収。
- (10) 注(9)に同じ。
- (11) 書状には「金沢」と記す。現在の横浜市金沢区。『新編武蔵国風土記稿』巻七四によると、「今郡内谷津・寺前・町屋・洲崎・寺分・社家分・平分等の村々を概して金沢と称し、最景勝の地なり。」とあり、このうち寺分・社家分・平分傘下村三箇村はもと一村で六浦と称したという。
- (12) 『新編武蔵国風土記稿』巻七四によると、嶺松寺は、瀬戸明神の神職千葉司の先祖豊前某が開基と伝え、境内は瀬戸明神領内の小名六浦にあった臨濟宗寺院。
- (13) 『新編武蔵国風土記稿』巻七四によると、社家分村の小名引越にあった臨濟宗寺院。
- (14) 『新編武蔵国風土記稿』巻七四によると、寺前にあった古義真言宗称名寺の塔頭五宇のひとつ。塔頭の序列は第一光明院、第二阿弥陀院、第三大室院、第四一之室、第五海岸寺であった。
- (15) 建長寺の部分については拙稿「尊経閣文庫所蔵『上杉憲英寄進状』について」（『埼玉地方史』三五号、平成八年）で紹介したことがあり、大坪宗利の部分

は注(3)の后者の白井論文で触れているので、参照されたい。

(16) 『鶴岡社務記録』(『鶴岡叢書』第二輯、昭和五十三年)の三浦勝男氏の解題参照。

(17) 五代藩主綱紀の初名。橋本義彦「前田綱紀の改名」(『日本歴史』五三六号、平成五年)参照。

(18) 注(16)参照。この搜索記では、冒頭を「建久三年」とするが、首部を欠いているため起きた記述であろう。

(19) 現在尊経閣文庫には、『太平記』の写本として、相承院本の他、梵舜本・織田本・前田家本・尊経閣平仮名本・玄玖本等がある。太田晶二郎「尊経閣文庫の太平記」(『前田育徳会尊経閣文庫小刊』七、のちに『太田晶二郎著作集』二に再録)参照。

(20) 鈴木登美恵「尊経閣文庫太平記覚え書」(『国文』一八)、高橋貞一「相承院本太平記について」(『仏教大学研究紀要』四〇、のちに『太平記諸本の研究』に再録)、横田光男「戦国期密教僧の文化活動と大名領主層―融元と相承院本『太平記』を中心に―」(『金沢文庫研究』二九四)等参照。

(元前田育徳会常務理事・尊経閣文庫主幹)

※ 「相州鎌倉書籍搜索書」は、延宝二年(一六七四)の水戸光圀『鎌倉日記』とともに、江戸時代初期の大名家による、鎌倉所在寺社が蔵する宝物類調査の実像が窺える貴重な史料です。今後の本市における学術的な研究等の事業に資するものとして、ご寄稿頂きました。篤く御礼申し上げます。

鎌倉市教育委員会